

## ○宮崎大学医学部附属病院における病院負担患者規程

平成24年 5月16日  
制 定

### (趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院(以下「本院」という。)において、患者の健康の増進さらには大学病院としての高度な医療を開発・推進するための病院負担患者の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「病院負担患者」とは、本院が高度な医療の開発・推進する上で、その疾病又は病状が医学の教育及び研究に貢献すると認められるもので、その診療に要する費用の全部又は一部を本院において負担する患者をいう。

### (申請)

第3条 医師及び歯科医師(以下「医師等」という。)は、本規程に基づき病院負担患者として診療しようとする場合は、事前に当該医療行為の医学的、倫理的妥当性について、医の倫理委員会等の承認を得た後、診療科長又は中央診療施設等の長(以下「診療科長等」という。)との連名で、別紙様式第1号による「病院負担患者申請書」を年度毎に病院長に提出しなければならない。

2 医師等は、前項の事前申請が出来ず、突発的に病院負担患者として診療をした場合は、事後速やかに病院長に申請しなければならない。ただし、同じ医療行為を複数回予定する場合は、前項に基づき事前申請しなければならない。

### (負担の範囲)

第4条 病院負担患者の診療に要する費用は、毎年度の予算の範囲内において全部又は一部を本院で負担する。ただし、初診料、診断書料、証明書料及び差額病室使用料は患者負担とする。

### (教育・研究に対する協力)

第5条 病院負担患者は、病院負担患者として承認された趣旨に則し、診療科長等の診療上の諸指示に従い、積極的に教育及び研究に協力するものとする。

### (審議)

第6条 病院長は、第3条に基づく申請を受理した場合は、経営企画会議において、その妥当性について審議し、次の各号の事項を決定する。

- (1) 診療費用の病院負担の可否
- (2) 前号が可の場合は、入院・外来別の年間病院負担症例承認件数及び年間病院負担上限金額

### (承認)

第7条 病院長は、前条の審議に基づく決定内容を別紙様式第2号による「病院負担決定通知書(以下「決定通知書」という。)により、申請医師等に対し通知するものとする。

(年間予定症例数を超えた場合の取り扱い)

第8条 申請医師等は、前条「決定通知書」に記載された年間予定症例数を超えて実施する場合は、その費用のうち、薬品費、材料費、外注検査費については、講座研究費等で負担するものとする。

(取消し)

第9条 病院長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、病院負担患者としての取扱いの承認を取消することができる。

- (1) 患者の疾病又は病状が病院負担患者としての目的に適合しなくなった場合
- (2) 病院負担患者から取消しの申出があった場合

2 前項の取消しを行った場合は、発生日の翌日から宮崎大学医学部附属病院諸料金規程に定める診療費を徴収するものとする。

(診療録等への表示)

第10条 申請医師等は、病院負担患者に係る診療録等に、病院負担患者である旨の表示をしなければならない。

2 病院負担患者に係る診療録等には、別紙様式第3号による患者又はその親権者若しくは後見人の「病院負担患者承諾書」を保管するものとする。

(報告)

第11条 申請医師等は、本規程に基づく病院負担患者の診療を実施した場合は、終了後1ヶ月以内(通年実施の場合は、翌年4月末日まで)に、年間の全症例分をまとめて、別紙様式第4号による「病院負担患者実績報告書」を病院長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月16日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部附属病院校費負担患者規程(平成16年4月1日制定)は廃止する。

(別紙様式第1号) (略)

(別紙様式第2号) (略)

(別紙様式第3号) (略)

(別紙様式第4号) (略)